

茨城県報

第 6 7 9 6 号

昭和54年12月27日

木 曜 日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

告 示

- 道路の区域変更, 供用開始等 (17件) (道路維持課) 1
- 利根川水系一級河川小川の一部用途廃止 (河川課) 8

(公安委員会)

- 緊急自動車の指定及び指定の取消し 9
- 緊急自動車の指定 9

公 告

- 土地立ち入り測量 (3件) (用地課) 10
- 建築許可に関する聴聞 (2件) (建築指導課) 10

訓 令

(茨城県議会)

- 議会事務局職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令 11

告 示

茨城県告示第1839号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は, 昭和54年12月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和54年12月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯岡石岡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
石岡市大字中津川字鳥居崎 1125-3番地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 15.00	225.00	道路改良工事のため の迂回橋設置
		最小 6.00		
石岡市大字中津川字砂田 1401番地先まで	新	最大 15.00	225.00	
		最小 6.00		
		最大 22.00	205.00	
		最小 7.00		

茨城県告示第1840号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和54年12月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年12月27日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 路線名 県道 飯岡石岡線
- 2 供用開始の区間
石岡市大字中津川字鳥居崎1125-3番地先から
石岡市大字中津川字砂田1401番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和54年12月27日

茨城県告示第1841号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和54年12月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年12月27日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水戸岩間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市河和田町字街道端 3431-1番地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 7.00	<small>メートル</small> 122.00	
		最小 6.00		
水戸市河和田町字稲荷新田 4351番地先まで	新	最大 18.00	111.20	
		最小 16.00		

茨城県告示第1842号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和54年12月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年12月27日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 路 線 名 県 道 水戸岩間線
- 2 供用開始の区間
水戸市河和田町字街道端3431-1番地先から
水戸市河和田町字稲荷新田4351番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和54年12月27日

茨城県告示第1843号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和54年12月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年12月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦境線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡豊里町大字手生子 字田畑1137番地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 20.00	5,080.00 <small>メートル</small>	
		最小 4.60		
結城郡石下町大字新石下 字高柳360-1番地先まで	新	最大 20.00	5,080.00	道路改良工事及び街 路改良工事施工によ る区域変更
		最小 4.60		
		最大 45.00	4,924.00	
		最小 14.00		

茨城県告示第1844号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和54年12月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年12月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 土浦境線
- 2 供用開始の区間
結城郡石下町大字新石下字横堤浦4087-2番地先から
結城郡石下町大字新石下字高柳360-1番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和54年12月27日

茨城県告示第1845号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和54年12月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年12月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石塚石岡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
西茨城郡岩間町大字安居 字下平2883—6番地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 3.00	264.00 <small>メートル</small>	
		最小 2.00		
西茨城郡岩間町大字安居 字下平3138番地先まで	新	最大 8.70	262.00	
		最小 7.80		

茨城県告示第1846号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和54年12月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年12月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道 石塚石岡線
- 2 供用開始の区間
西茨城郡岩間町大字安居字下平2883—6番地先から
西茨城郡岩間町大字安居字下平3138番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和54年12月27日

茨城県告示第1847号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和54年12月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年12月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 谷田部小張線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡谷田部町大字谷田部 1906番地先から	旧	メートル 最大 11.40	メートル 835.00	
		最小 5.00		
筑波郡谷田部町大字谷田部 字茶場下593番地先まで	新	最大 11.40	835.00	常磐自動車道建設工 事に伴う付替
		最小 5.00		
		最大 27.00	1,228.00	
		最小 5.00		

茨城県告示第1848号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和54年12月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和54年12月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道 谷田部小張線
- 2 供用開始の区間
筑波郡谷田部町大字谷田部1906番地先から
筑波郡谷田部町大字谷田部字茶場下593番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和54年12月27日

茨城県告示第1849号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和54年12月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和54年12月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山ノ内上小瀬線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡緒川村大字上小瀬字 甲斐之介4668の3番地先か	旧	最大 ^{メートル} 26.00	306.00	
		最小 10.00		
那珂郡緒川村大字上小瀬字 甲斐之介4643番地先まで	新	最大 26.00	306.00	昭和54年度国補特1 道路改良第41号工事 施工に伴う区域変更
		最小 10.00		
		最大 31.00	303.60	
		最小 10.00		

茨城県告示第1850号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように廃止する。
その関係図面は、昭和54年12月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和54年12月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 山ノ内上小瀬線
- 2 供用廃止の区間
那珂郡緒川村大字上小瀬字甲斐之介4667の1番地先から
那珂郡緒川村大字上小瀬字甲斐之介4650の1番地先まで
- 3 供用廃止の期日 昭和54年12月27日

茨城県告示第1851号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和54年12月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和54年12月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 新川江戸崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡桜川村大字浮島字 尾島99-1番地先から	旧	最大 ^{メートル} 9.50	218.30	
		最小 6.50		
稲敷郡桜川村大字浮島字 尾島103番地先まで	新	最大 9.50	218.30	揚排水樋管改築工事 に伴う迂回路設置の ための区域変更
		最小 6.50		
		最大 18.20	256.50	
		最小 7.50		

茨城県告示第1852号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和54年12月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年12月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 新川江戸崎線
- 2 供用開始の区間
稲敷郡桜川村大字浮島字尾島99-1番地先から
稲敷郡桜川村大字浮島字尾島103番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和54年12月27日

茨城県告示第1853号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和54年12月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年12月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 土浦境線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡桜川村大字花室字 大清水1426番地先から	旧	メートル 最大 55.00	メートル 4,171.00	
		最小 18.00		
筑波郡谷田部町大字西平塚 字梨ノ木332-1番地先まで	新	最大 89.00 最小 25.00	5,076.00	街路、平塚学園線を 区域に入れるための 区域変更

茨城県告示第1854号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和54年12月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年12月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 土浦境線
- 2 供用開始の区間
新治郡桜村大字花室字大清水1426番地先から
筑波郡谷田部町大字西平塚字梨ノ木332—1番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和54年12月27日

茨城県告示第1855号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和54年12月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年12月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 小山菅生小絹停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水海道市大字内守谷字松並 4792—2番地先から	旧	メートル 最大 8.50 最小 3.30	メートル 2,651.00	
筑波郡谷和原村大字小絹 字東中宿713番地先まで	新	最大 8.50 最小 3.30 最大 44.40 最小 6.50	2,651.00 2,816.50	玉台橋架換工事及び 道路改良工事に伴う 区域変更

茨城県告示第1856号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県土浦土木事務所において縦覧に供する。

昭和54年12月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 河 川 の 名 称
利根川水系一級河川小川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
昭和54年12月27日

3 廃川敷地等の位置、種類及び数量

位 置	種 類	数 量
新治郡八郷町大字柿岡字小川4127番地先をら新治郡八郷町大字小屋字柳町1708番の1地先まで	土 地	11,334.51 m ²

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第55号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項の規定により緊急自動車の指定並びに指定の取消しを行つたので公示する。

昭和54年12月27日

茨城県公安委員会委員長 飯 塚 一 雄

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車 名・年 式	用 途	所有者又は管理者
1183	水戸88せ 462	ト ヨ タ 54年	警 察 責 務 遂 行 用	茨 城 県 警 察 本 部
1184	水戸88す 674	ニ ツ サ ン 54年	"	"
1185	03 — 4334	三 菱 48年	自 衛 隊 用	陸上自衛隊 勝田駐とん部隊

2 緊急自動車の指定の取消し

指定番号	自動車登録番号	車 名・年 式	所有者又は管理者	指 定 日	告示番号
753	茨88せ 1686	ト ヨ タ 49年	茨城県赤十字血液 センター	49. 3. 22	10
754	" 1687	"	"	"	"
811	土浦88せ 294	"	"	49. 10. 17	45

茨城県公安委員会告示第56号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項の規定により、緊急自動車の指定を行つたので公示する。

昭和54年12月27日

茨城県公安委員会委員長 飯 塚 一 雄

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車 名・年 式	用 途	所有者又は管理者
1186	水戸88せ 464	マ ツ ダ 54年	警 察 責 務 遂 行 用	茨 城 県 警 察 本 部

公 告

●土地立ち入り測量

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和54年12月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道大子那須線凍害防止工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

久慈郡大子町大字上野宮字新屋敷, 字弥平次畑, 字小菜黄沢, 字橋場, 字湯那沢, 字小倉, 字井田ヶ沢, 字笹柄, 字茗荷久保, 字花立, 字花立沢, 字花立沢口, 字ハノ久保, 字奈曾根, 字水上利, 字芋久保, 字大平, 字石ノ平, 字滝平新田, 字新田向, 字桜平及び字火ナン平地内

- 4 立ち入ろうとする期間

昭和54年12月27日から昭和55年3月31日まで

-
- 1 起業者の名称 茨 城 県
 - 2 事業の種類 日立港改修事業
 - 3 立ち入ろうとする土地の区域

日立市留町字北河原2862の3及び字北河原2967の7地内

- 4 立ち入ろうとする期間

昭和55年1月1日から昭和55年3月31日まで

-
- 1 起業者の名称 茨 城 県
 - 2 事業の種類 都市計画街路石岡笠間線改良工事
 - 3 立ち入ろうとする土地の区域

石岡市府中一丁目並びに府中二丁目地内

- 4 立ち入ろうとする期間

昭和55年1月1日から昭和55年3月31日まで

●建築許可に関する聴聞

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第9項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行います。

昭和54年12月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 昭和55年1月16日 午前10時
- 2 聴 聞 場 所 石岡市大字石岡字笠間道東12208—4, 39
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関する事。
自動車車庫の新築
- 4 申請者住所氏名 行方郡玉造町甲乙113—3
(有) 十七屋運送 代表取締役 滝 崎 竜太郎
- 5 建築物構造規模 鉄骨造平家建 新 築
申請延面積150.23㎡
- 6 敷 地 面 積 1,650㎡
- 7 建 築 物 の 位 置 石岡市大字石岡字笠間道東12208—4, 39

-
- 1 聴 聞 期 日 昭和55年1月10日 午前11時
 - 2 聴 聞 場 所 行方郡潮来町大字辻799—11, 14, 15
 - 3 聴 聞 事 項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関する事。
事務所の増築
 - 4 申請者住所氏名 行方郡麻生町大字麻生1135
麻生地区交通安全協会 会長 榊 原 菊太郎
 - 5 建築物構造規模 鉄骨造2階建 増 築
申請延面積420㎡ 既存918.98㎡
 - 6 敷 地 面 積 20,772㎡
 - 7 建 築 物 の 位 置 行方郡潮来町大字辻799—11, 14, 15

訓 令

茨城県議会訓令第8号

議会事務局職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和54年12月27日

茨城県議会議長 横 田 栄 一

議会事務局職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令

議会事務局職員の旅費の調整基準に関する訓令(昭和50年茨城県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中「3,000円」を「3,300円」に、同項第2号中「2,400円」を「2,700円」に改める。

付 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の議会事務局職員の旅費の調整基準の規定は、昭和54年4月1日から適用する。

ただし、昭和54年4月1日において、現に引き続き研修等を受けている者の同日前に係る部分については、なお従前の例による。



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1, 0 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所